

京極町教育支援委員会の事業計画について

I, これからの京極町教育支援委員会

(1) 就学相談・就学先決定の在り方について

①子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。

また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

②障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

③就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。

④本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

(2) 京極町教育支援委員会が果たさなくてはならない役割

①障がいのある子どもの状態を早期から把握する観点から、教育相談との連携により、障がいのある子どもの情報を継続的に把握すること。

②就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。

③教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。

④京極町教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。

⑤就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。

⑥就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。

⑦「合理的配慮」の提供の妥当性についての評価や、「合理的配慮」に関し、本人・保護者、設置者・学校の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

(3)関係者の心構え ※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 教育支援資料(平成25年10月)

- ①保護者の置かれた状態や考え・心情を理解する
- ②保護者の伴走者として対応し、すべきことの優先順位を共有する
- ③保護者の意向を最大限尊重しつつ、本人の教育を第一に考える姿勢を保つ
- ④就学先決定後も支援を続ける(ライフステージに応じた支援)

以上のことから、京極町教育支援委員会は幼児児童生徒の「個別最適な学びの場」を京極町教育委員会が決定するための諮問機関としてより確かに位置付けるための組織構成を下のようにする。

